

出品規約

本出品規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 KENKEY（以下「当社」といいます）が運営または提供する販売掲載及び入札委託を含む複数のサービスの利用について、本規約に基づき、当社とその利用にかかわる契約（以下「本契約」といいます）を締結した出品会員（以下「出品者」といいます）に基づく商品の掲載・出品等に関し、必要な事項を定めるものです。

第1条（利用の申込と契約の成立）

出品者は、本サービスの利用について、本規約記載の内容を承諾の上、当社に対し、申込画面において必要事項記入および必要書類を添付して提出し、当社が当社の取引審査基準に基づく審査により適格と判断し、契約締結に関する通知をした時をもって、当社と出品者との間に、本規約に定める条件にて本契約が成立するものとし、契約締結通知発送日を本契約の締結日とします。

第2条（定義）

本規約に別段の定めがない限り、本規約に定める語句および定義は以下のとおりとします。

- (1) 「BIGLEMON」とは、本サイトおよび同サイト上に、インターネット経由で出品会員が対象商品を掲載・出品し、対象商品の購入を可能にするサービスおよびこれに付随するサービス等の総称をいいます。
- (2) 「KENKEY ID 等」とは、当社が登録会員に発行した会員 ID 及びパスワードその他の認証キーをいいます。
- (3) 「KENKEY 入札会」とは、名称の如何を問わず、当社がする出品者から委託を受け運営する入札会（入札方式、競り売り方式、ネットオークションへの掲載を含む）をいいます。
- (4) 「KENKEY ファイナンス」とは、KENKEY 入札会への出品を除く BIGLEMON に掲載される対象商品の売買に付随してファイナンス会社が提供するファイナンスサービスをいいます。
- (5) 「出品」とは、KENKEY 入札会のために対象商品を本サイト及びヤフーオークションに掲載その他の電磁的・紙媒体による出品をいいます。
- (6) 「受取期限」とは、請求書に記載された購入者が販売者から対象商品の引渡しを受ける期限をいいます。
- (7) 「オファー」とは、BIGLEMON 上に掲載・出品された対象商品情報に対し、BIGLEMON 上のメッセージ機能または BIGLEMON 上に表示された電話番号を通じて行った最初の問合せをいいます。
- (8) 「掲載」とは、通常販売のために対象商品を本サイト及びヤフーオークションに掲載することをいいます。
- (9) 「購入者」とは、本サービスを通じて販売者と売買契約またはファイナンス会社とファイナンス契約を締結した利用者をいいます。
- (10) 「収納代行サービス」とは、本サービス上で当社が出品者より委託を受けて行う、対象商品の売買契約およびオプションサービスごとに成立する商品代金の受領を代行するサービスをいいます。収納代行サービスの利用にあたっては収納代行販売者規約の定めに従うものとします。
- (11) 「出品者ページ」とは、本サイト内において、当社が定める仕様に基づき出品者が自身の会社情報等を編集できるページをいいます。
- (12) 「商品代金」とは、個別の売買契約に基づき、購入者が販売者に対して支払うべき対象商品の代金、検査料、保険料等を含んだ合算額をいいます。
- (13) 「対象商品」とは、建設機械など本サービスにおいて掲載または出品（入札目的の BIGLEMON 掲載も含む）された商品をいいます。
- (14) 「登録会員」とは、KENKEY 会員規約に定める登録会員をいいます。
- (15) 「販売者」とは、本サービスを利用して売買契約を締結した出品者をいいます。
- (16) 「販売おまかせサービス」とは、当社が出品者に代わって売買の交渉、取引完了までのサポート等を行うサービスをいいます。
- (17) 「販売手数料」とは、本サイト内外に関わらず、本サイトまたはヤフーオークションに掲載・出品した商品の販売が成立した場合に、本規約に基づき出品者が当社に対して支払う手数料をいいます。
- (18) 「ファイナンス会社」とは、当社の紹介に基づき、KENKEY ファイナンスを提供する当社の提携会社をいいます。
- (19) 「本サービス」とは、当社が提供する本サイトに対象商品を掲載するサービス、販売おまかせサービス、輸出おまかせサービス、KENKEY 入札会、KENKEY ファイナンスその他これに付随する売買交渉に関する便宜を提供するサービスおよび収納代行サービスをいいます。

- (20) 「本サイト」とは、当社が管理運営するウェブサイト (<https://biglemon.kenkey.jp>) をいいます。
- (21) 「マイページ」とは、KENKEY ID 等に基づき、ログインして利用することができる登録会員管理画面をいいます。
- (22) 「輸出おまかせサービス」とは、輸出代行業者が提供する対象商品の売買に付随する日本国外への輸出手続等関連サービスをいいます。
- (23) 「輸出代行業者」とは、当社の紹介に基づき、輸出おまかせサービスを提供する当社の提携会社をいいます。
- (24) 「輸出利用料」とは、販売者が輸出代行業者に対して、輸出おまかせサービスに関する契約を締結した場合、出品会員が当社に対して支払う基本利用料または販売手数料とは別途に輸出代行業者から請求される輸出おまかせサービスの利用料金をいいます。
- (25) 「ヤフーオークション」とは、LINE ヤフー株式会社が提供するインターネット上のオークションサイトをいいます。
- (26) 「利用者」とは、登録会員を含む本サービスの利用者をいいます。
- (27) 「利用者情報」とは、出品者と連絡をとるために利用者が当社に対して提供した情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を含むがこれに限られない）をいいます。

第3条（規約の変更）

当社は、出品者に対する書面（電子メールを含む、以下同じ）または本サイト上での告知により、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該告知記載の効力発生日以降における本サービスの利用に関する料金その他の条件は、変更後の規約に従うものとします。

第4条（本サービスの利用）

1. 出品者は、出品会員の区分ごとに当社の定める方法により、利用者に対して対象商品を掲載・出品できるものとします。
2. 当社は、出品者がヤフーオークションその他のインターネットオークションサイト（以下「オークションサイト」といいます）の転載に関する反対の意思表示をしない限り、当社の判断に基づき、対象商品情報を出品者が本サイト上に掲載した商品販売価格以上の金額に設定の上、オークションサイトに転載できるものとします。なお、出品者は、当社に対し、出品方法またはタイミングを個別に指図することはできないものとします。
3. 当社は、出品会員の区分ごとに当社の定める方法および形式により、利用者情報を出品者に提供するものとします。ただし、その方法および形式に変更が生じた場合には、当社は出品者に対して事前に本サイト上で掲載することにより通知するものとし、その通知に従い変更されるものとします。
4. 本サイトにおいて対象商品の掲載等は、当社が認めた場合を除き、ニックネームで行われるものとし、出品者を特定する情報は請求書または Proforma Invoice にのみ表示するものとします。
5. 当社は、必要に応じて利用者情報を含む本サイトに掲載されたまたは KENKEY 入札会のために提供された商品情報の閲覧を行い、本規約違反等を発見した場合、警告を行い、または、サービスの停止、契約の解除等を行う場合があることを出品者は承諾するものとします。この場合も出品者は本規約に定める利用料および解約時の解約違約金の支払及び損害賠償の義務は免れないものとします。
6. 出品者は、登録会員が対象商品の売買に関して KENKEY ファイナンスの利用を希望しかつ出品者がこれに同意する場合、当社が出品者の基本情報及び対象商品の情報をファイナンス会社に提供することにつき承諾するものとし、ファイナンス会社は出品者及び登録会員の情報並びに対象商品の情報を用いてファイナンスサービスの提供可否について審査できるものとします。
7. 出品者と購入者が対象商品の詳細や商品代金等について合意があった場合、ファイナンス会社は登録会員と対象商品に関するファイナンス契約を締結することができ、当該ファイナンス契約が成立した場合、出品者はファイナンス会社と当該対象商品に関する売買契約を締結するものとします。
8. 出品者がファイナンス会社と売買契約を締結した場合、対象商品の商品代金はファイナンス会社から出品者に対して直接支払うものとし、出品者は、販売手数料および販売おまかせサービスを利用する場合のサービス利用料のみ当社に対して別途支払うものとします。
9. 当社がファイナンス会社を紹介した場合であっても、審査の結果を保証せず、また、その後の取引は出品者とファイナンス会社と登録会員との間で行われるものとし、当社は、ファイナンス会社及び登録会員の行為等について一切責任を負わないものとします。
10. 本サービスを提供するにあたり本サイト、店舗、施設、各種広告媒体等のデザイン、機能の仕様等は、当社が定め、出品者はそれに従うものとします。

- 1 1. 出品者は、当社が本サービスを提供するにあたり、出品者における対象商品販売の成約、売上や営業利益等、何ら販売活動等の実績や有用性を保証するものではないことを承諾するものとします。
- 1 2. 出品者と購入者またはファイナンス会社との間で対象商品に関する売買契約が締結されたことを当社のシステムにおいて確認した場合、当該売却済み対象商品は本サイトから自動的に削除され、出品者は、対象商品の受取期限までの間、第三者へ販売・処分することなく、購入者またはファイナンス会社のために当該対象商品を保管するものとします。出品者が当社のシステムを利用せずに対象商品に関する売買契約を締結した場合、出品者は、当該売却済み対象商品を本サイトから削除するものとします。
- 1 3. 入札会特別プラン会員は、別途の合意がない限り、当社が定める KENKEY 入札会の運営方法、落札者との売買契約その他の条件に従うものとします。

第5条（対象商品の掲載及び出品）

1. 出品者は、次項に規定される商品情報を記載した対象商品の情報を当社所定の方法に従って当社が提供する本サイトに掲載または KENKEY 入札会に出品できるものとします。ただし、入札会特別プラン会員は、対象商品が同一か否かを問わず、当社の許可なく KENKEY 入札会の目的以外で対象商品を本サイトに掲載できないものとします。
2. 出品者が本サイトに掲載できる情報は、対象商品の価格、カテゴリ、メーカー、型式、年式、稼働時間、保管場所、製造番号、その他当社が指定する情報（以下「商品情報」といいます）のみとします。ただし、出品者がマイページ上の「出品者ページ編集」機能を利用する場合、出品者の屋号、住所、PR コメント、電話番号、営業日時等当社が認めた情報を掲載できるものとします。
3. 出品者は、本サービスに掲載または出品しようとする対象商品が掲載または出品時点において以下のいずれかに該当する場合には、当該商品を掲載または出品してはならないものとします。
 - (1) 盗品、遺失品
 - (2) 自己の所有物ではない場合。なお、所有者から商品の掲載または出品の委託を受けている場合であって事前に当社が承諾した場合はこの限りではありませんが、この場合、該当する委託商品の商品詳細ページの「出品者コメント」欄に「委託出品である」旨を明記することを必須とします。
 - (3) 出品者が対象商品購入時に負担した債務が残存する場合、日本国外において保管されている場合等、購入者が対象商品を購入した際に当該対象商品の所有権を移転できないまたは当該対象商品を引き渡すことができないおそれがある場合
4. 出品者は、当社に対して提供した商品情報が真実かつ正確であることを保証するものとし、商品情報が対象商品と異なるまたは虚偽が発覚した場合には遅滞なく当該商品情報の変更又は削除その他当社が必要とする措置を行うものとします。
5. 本条に違反する事実が発覚した場合、当社は、事前に通知又は催告することなく、当該対象商品情報等を変更・削除・非公開とし、かつ、違反出品者に対して本サービスの利用の停止又は会員登録の取消し等の措置を講じることができるものとします。
6. 当社は、出品者が掲載または出品しようとしている対象商品が本条 3 項各号の事由に該当する場合、または、その他当該対象商品に重大な問題があると当社が判断した場合には、当該対象商品の掲載または出品を認めないことができるものとします。

第6条（ヤフーオークション転載時の特則事項）

本規約第4条2項に基づき、対象商品情報がヤフーオークションに転載された場合、出品者は、以下各号の義務を負うものとします。

- (1) 対象商品の販売条件に関する適切な説明を明示すること
- (2) オークションが終了した日から起算して3日以内に、利用者に対し売買契約等を締結するか否か、または確認を要する場合はその旨を通知するものとし、直ちに売買契約等を締結する場合には、商品等購入にかかる一切の金額明細、消費税および地方消費税、支払方法等必要な事項を見積書に記載すること（ただし、当社を通じて情報提供が必須の場合は、当社に対する条件提示は利用者に対して行われたものとみなす）
- (3) 利用者が前項に定める見積書の記載条件について承諾の意思表示をした場合、出品者は、当社が定める方法により、利用者と対象商品に関する売買契約を締結すること
- (4) 前項に基づき売買契約が締結された場合、出品者は収納代行サービスを利用して、当該売買契約の商品代金支払を受けること
- (5) 利用者に対して、利用者の個人情報の利用目的をあらかじめ明示すること

- (6) その他、LINE ヤフー株式会社が別途掲示する「オークションストア利用約款」、「Yahoo!オークションストアストア運用ガイドライン」その他関連約款に定められた出品者としての義務を遵守すること

第7条（輸出おまかせサービスの紹介）

1. 出品者が輸出おまかせサービスの利用を希望する場合、当社は自由の裁量において輸出代行業者を紹介するものとし、出品者は、自らの責任において、輸出おまかせサービスに関する詳細や価格等を輸出代行業者と交渉するものとします。当社は、輸出代行業者を紹介した場合であっても、輸出おまかせサービスの内容や料金および輸出代行業者の行為等について一切責任を負わないものとします。
2. 輸出代行業者は、出品者との協議の結果に基づき、当社に対して輸出利用料を通知するものとし、当社は輸出代行業者に代わって輸送利用料の総額に関する請求書を購入者に対して発行するものとします。
3. 購入者は、前項に定める請求書に基づき、輸出利用料を当社経由で輸出代行業者に支払うものとします。

第8条（対価と支払）

1. 出品者は、当社が別途認めた場合を除き、当社が設定するサービス利用料に関する料金プランについて、あらかじめ選定した上、申込画面から利用申込みを行うものとします。出品者は契約期間中といえども当社の同意を得て、料金プランの変更をすることはできますが、この場合の新たな料金プランの適用時期その他の変更の条件は当社の指示に従うものとします。
2. 出品者は、当月1日から当月末日まで（以下「計算期間」といいます）における本サービス提供の対価（以下「サービス利用料」といいます）を当社に支払うものとします。ただし、当社は、当社が設定するサービス利用料に関する料金プランにおいて、契約期間中の基本利用料の前払いを求めることができるものとします。
3. 出品者が選定し申込みをしたプランのサービス利用料に基本利用料が含まれる場合、本契約が成立し、かつ、当社が出品者による基本利用料の支払を確認したとき、出品者は当社の基準に基づき当社が定める利用開始日より本サービスを利用できるものとします。
4. 出品者は、当社に対して、基本利用料（出品者が選定し申込みをしたプランのサービス利用料に基本利用料が含まれている場合に限ります）に加え、当社が本サイト等に掲示する販売手数料を、本規約の定めに基づき別途支払うものとします。
5. 出品者は、申込み対象プランによっては、当社が本条に定める支払方法と異なる方法を定める場合があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社は出品者が料金プランに申込みを行う前に当該支払方法について当社が定める方法で通知を行うものとし、出品者は当該プランの申込みをした時点で通知された支払方法によって支払うことに同意をしたものとします。
6. 販売者は、本契約に定める支払方法によってキャンセル手数料が支払われなかった場合に、当社が販売者から収納代行サービスにより預かっている対象商品代金（支払いのない取引と関係する対象商品代金かどうかは問わない）と相殺することを妨げないものとします。

第9条（販売手数料の発生時期及び支払方法）

1. 販売手数料の支払いにおける、販売の定義、販売手数料の発生時期およびその支払方法は以下の通りとします。
 - (1) 日本国内取引の場合
 - ① 販売の定義
対象商品1台につき出品者と購入者との間で売買契約（当社所定のフォームに基づくESAに限りません）が成立し、購入者が対象商品を受領した状態を意味します。
 - ② 販売手数料の発生時期
①の売買契約に基づき対象商品が購入者に受領された時点で販売手数料が発生するものとします。
 - ③ 販売手数料の支払方法
 - ・当該取引において収納代行サービスが利用された場合
当社は、販売手数料を関連する受領代金から相殺するものとし、販売者に対して、販売手数料を差し引いた上で受領代金を振り込むものとします。販売者は、販売手数料に関する計算書を関連する受領代金の振り込み後にマイページよりダウンロードできるものとします。
 - ・当該取引において収納代行サービスが利用されなかった場合（KENKEYファイナンスを利用した場合および収納代行サービスを利用する義務に違反した場合も含みます）
KENKEYファイナンス利用の場合を除き、販売者は、販売の成立後速やかに、対象商品の販売が成立した

ことを当社に対して報告するものとします。当社は当該報告またはファイナンス会社からの報告に基づき販売手数料の請求書を発行し、販売者は当社に対し、請求書に従って販売手数料を支払うものとします。

(2) 輸出取引の場合

① 販売の定義

販売とは、対象商品 1 台につき出品者と購入者との間で当社所定のフォームに基づく ESA が成立し、販売者または輸出代行業者が BIGLEMON 上において有効な船荷証券または海上運送状（以下合わせて「B/L」といいます）の真正な写し及び当社指定の必要書類を添付した状態を意味します。なお、輸出取引においては、出品者は収納代行サービスを利用する義務を負いますが、当該義務に違反して収納代行サービスが利用されなかった場合には、対象商品 1 台につき出品者と購入者との間で売買契約（当社所定のフォームに基づく ESA に限りません）が成立し、販売者が B/L を発行し購入者に引渡した状態を指すものとします。

② 販売手数料の発生時期

①に基づき B/L 等の書面が BIGLEMON 上に添付または購入者に引渡された時点で販売手数料が発生するものとします。

③ 販売手数料の支払方法

当社は、販売手数料に関連する受領代金から相殺するものとし、販売者に対して、販売手数料を差し引いた上で受領代金を振り込むものとします。販売者は、販売手数料に関する計算書に関連する受領代金の振り込み後にマイページよりダウンロードできるものとします。なお、販売者は、本規約に違反して収納代行サービスを利用しなかった場合には、販売の成立後速やかに、対象商品の販売が成立したことを当社に対して報告するものとします。当社は当該報告に基づき販売手数料の請求書を発行し、販売者は当社に対し、請求書に従って販売手数料を支払うものとします。

2. 前項の定めに従い販売手数料が発生した後においては、売買契約の無効、取消の請求その他一切のクレームが発生した場合であっても、販売者は当社に対し販売手数料を支払う義務を負うものとします。

第 10 条（遵守事項）

1. 出品者は、利用者からオファーを受領した場合、3 営業日以内に当社のシステムにおいて利用者に対して返信をするものとします。利用者にシステム上の返信を行わず、または出品者が当社により割り当てられた電話番号から利用者の架電に関する通知を受領した場合にそれに応えずまたはそれが繰り返されるなどの悪質な状況が生じた場合、出品者側の状況が改善されるまで、本サービスの提供を一時停止する場合があります。
2. 出品者は、利用者との間で問題が発生した場合には、その旨を直ちに当社に通知し、自己の責任と費用で問題を解決するものとします。なお、当社が問合せ対応を行った場合には、出品者は当社に生じた費用相当額を当社に対して支払うものとします。
3. 出品者は、利用者に対し、対象商品の売主としての義務を誠実に履行しなければならないと、利用者からの問い合わせに適切に対応するものとし、本サービスおよび出品者の対応について、当社がアンケート調査等を行うことを承諾するものとします。
4. 出品者は、本契約の終了後といえども、利用者との間で成立した売買契約等に基づく債務の履行に関して、全責任を負うものとします。
5. 出品者は、対象商品等の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならないと、監督官庁または業界団体から対象商品等のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。
6. 出品者は、法令等を順守し、対象商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければならないものとします。
7. 入札会特別プラン会員以外の出品者は、当社が別途合意した場合及び KENKEY ファイナンスを利用する場合を除き、購入者が収納代行サービスの利用を希望する場合は必ず収納代行サービスを利用した取引を行うこととします。この場合、別途当社の定める収納代行販売者規約に従って利用することを出品者は承諾するものとします。
8. 出品者は、第 9 条に定める販売の成立に関する当社への報告その他当社による販売手数料の請求手続きに協力するものとします。当社は、本サイト外において対象商品の販売が成立したと推測できる事情を認知した場合、出品者に対して、当該商品の販売状況を調査できるものとします。出品者は、当社の調査に誠実に回答するものとし、対象商品の販売状況に関し虚偽の回答をしてはならないものとします。
9. 出品者は、本サービスを通じて行う取引については、すべて自己の責任とリスクにおいて行うことを承諾するも

のとします。当社は、出品者が本サービスを通じて行う対象商品に関する取引には一切関与せず、いかなる形でも一切責任を負わないことを出品者は承諾するものとします。

10. 入札会特別プラン会員の収納代行サービスの利用の有無、範囲及び条件等については、別途 KENKEY 入札会ごとに出品者と当社が定めるものとします。

第11条（禁止事項）

出品者は、以下の事項が本サービスにおいて禁止されていることを理解し、承諾するものとします。当社において、出品者が行っている取引が以下に該当すると判断した場合は、本サービスの提供を一時停止、または、当社の自由な裁量により対象商品情報及び出品者ページの情報を編集・削除・非公開、もしくは、KENKEY 入札会への出品拒否ができるものとします。出品者の違反によって損害が発生した場合、当社は出品者に損害賠償を求めることができるものとします。

- (1) 対象商品に関して不正確または真実に反する情報を本サイトに掲載または当社に提供すること
- (2) 対象商品と直接関係のない画像や単語、タイトルや説明を本サイトに掲載すること
- (3) 対象商品と無関係な商品の広告を本サイトに掲載またはリンクすること
- (4) 利用者が一方的に不利になるような条件を付して掲載または出品すること
- (5) オファー受信または落札者リスト受領により利用者情報獲得等を目的として、真に販売する意思がないにも関わらず対象商品の掲載または出品を行うこと
- (6) 同一商品を重複して掲載・出品すること
- (7) 出品会員の区分を問わず、KENKEY 入札会開催期間内において、KENKEY 入札会出品商品を BIGLEMON 上に通常販売掲載すること
- (8) 収納代行サービスを利用する場合、購入者が対象商品を受領する前に受領連絡を強要すること
- (9) 実際の販売予定価格から大幅に相違する価額を表示する等、利用者を不当に誘引すること
- (10) 当社の親会社または当社の信用を毀損すること

第12条（法令等の遵守）

1. 出品者は、国内外の法令を遵守し、本サービスに関連して提供する自己のサービスの質の向上に努力し、本サービスの評判を毀損するような行為は行わないものとします。また、出品者は、本規約に定める出品者の義務を遵守し、本サイト内に当社が提供する一切のサービスに関して、これらを害する内容を記載することを行わないものとし、当社は本サービスに関連して行われる取引の適性を調査するために、出品者に連絡、訪問等を行うことができるものとします。また、当社が上記調査のために必要な情報・書類の提出を求めた場合、出品者はこれを拒むことができないものとします。調査の結果、当社において、出品者が本サービスに関連して行われるまたは行われた取引が国内外の法令または本規約に違反すると判断した場合は、本サービスの提供を一時停止する場合があります。
2. 出品者は、本サービスを利用した対象商品の販売・輸出についてすべての関連法令を遵守する義務を負うものとし、当該対象商品が利用者により直接ないしはその利用者を介して入手した第三者により、法律上輸出制限がある輸出先国または輸出先国を介した第三国へ輸出され、または、販売された場合におけるいかなる責任も、当社は負担しないものとします。また出品者は、軍用対象商品の販売・輸出してはならず、あるいは利用者または利用者を介した第三者において、核兵器、ミサイル、生物・化学兵器等の大量破壊兵器の関連用途あるいは通常兵器の関連用途であることを知りながら対象商品の販売・輸出してはならないものとします。万一、かかる輸出、または、販売により当社が責任を負うことになった場合には、出品者はかかる販売、または、輸出から生じる一切の損害および費用を当社に補償するものとします。
3. 出品者は、対象商品の品質、機能、安全性に不備がなく、警告表示及び取扱説明書などの記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならない、監督官庁又は業界団体から商品等のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。
4. 出品者は、対象商品を販売するための必要な許認可等を自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければならないとし、出品に際して、法令等により表示することが求められる事項については、自らの責任において表示するものとします。

第13条（知的財産権等）

1. 出品者は、本サイトに掲載または当社に提供するすべてのコンテンツ（情報、データ、文書、写真、ソフトウェア

ア、画像、映像、文字等、以下「コンテンツ」といいます) について、出品者が著作権を保有していることを確認の上、または、コンテンツの著作権者が、出品者に対して、コンテンツを本サイトに掲載することについて許諾していることを確認の上、本サイトにコンテンツを掲載または出品するものとします。なお、出品者が本サービスを媒体として、第三者に掲載、開示、提供、または、送付するすべてのコンテンツに関する責任は、出品者がすべて負担するものとし、当社が出品者に代わって責任の全部、もしくは、一部を負うことは一切ないものとします。万一、出品者の掲載、開示、提供、または、送付するコンテンツに関して当社が責任を負うことになった場合には、出品者はかかるコンテンツから生じる一切の損害および費用を補償するものとします。

2. 出品者は、前項に規定するコンテンツに対し、利用者に誤認させるような変更、および、サイズ変更等コンテンツの本質を変えない程度の加工以外の変更を一切加えないものとし、当該変更、加工により当社および第三者に対し損害を与えた場合は、一切の損害および費用を補償するものとします。なお、変更、加工の可否については、当社基準により決定するものとします。

第14条 (サービス停止)

出品者が本契約の定めに従って違反した場合、当社は、違反した出品者に対して、本サービスの提供を一時停止し、対象商品情報を削除すること、KENKEY 入札会に出品させないことまたは KENKEY 入札会における買主募集委託の中止ができるものとします。また、本サイト外において対象商品の販売が成立したと推測できる事情を当社が認知した件数に照らし、出品者が当社に対して報告する販売成立件数が著しく少ないこと等により、出品者が販売手数料の支払いを免れるために本サイト外での取引を勧誘したと当社が判断した場合も同様とします。但し、いずれの場合も、サービス提供時と同額の支払義務が発生するものとします。

第15条 (KENKEY ID などの管理)

1. 当社は、本規約第1条に従って本契約が成立した場合、1契約に対し、出品者が有する1 KENKEY ID 等に対して本サービスの利用にかかわる権限を付与するものとします。
2. 出品者は、KENKEY ID 等を厳重に管理する義務を負うとともに、第三者に対して KENKEY ID 等の譲渡、貸与、開示等をしてはならないものとします。また、KENKEY ID 等の紛失等により生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第16条 (サポート業務の提供)

当社は、出品者のために、操作方法等に関する電話等による問い合わせの受付を行うものとします。

第17条 (免責事項)

出品者は、本サービスの特性として、以下の事項に起因する損害が出品者に発生し得ることを承諾し、かかる一切の損害につき、当社を免責します。

- (1) 本サービスを提供する通信環境の障害やメンテナンス等に起因する一時的なサービス停止
- (2) 本サービスにかかわるシステム上の不具合、それに起因する機会喪失
- (3) 本サービスを運用するためのサーバー内のディスククラッシュ等によるデータの消失
- (4) 本サービスを通じて提供された利用者情報の一部、または、全部について、当該利用者が架空の人物であった場合、あるいは、事実上、利用者への対応ができなかった場合その他いかなる事由かを問わずに生じた損害
- (5) 当社が管理運営する本サービスに起因して、利用者との間の苦情、問い合わせ、取引上のトラブル等により生じた損害および責任
- (6) 天災、地変、その他の不可抗力等により、この規約に定められた義務の履行を妨げられた場合には、当該不履行に基づく責任

第18条 (利用者情報の取扱い)

1. 出品者は、本サイトまたは当社を通じて提供を受けた利用者情報を、個人情報保護に関する法律に定める個人情報および個人のプライバシーに係わる情報として厳重に注意して取扱いと同時にそれを保護する手段を講じるものとします。また、出品者は、利用者情報を利用する場合、善良なる管理者の注意義務をもって企業秘密として管理するものとします。
2. 出品者は、当社から提供を受けた利用者の情報をあらかじめ利用者の許諾が得られている範囲に限定して利用するものとします。利用者の情報をあらかじめ得られている利用者からの許諾の範囲を超えて利用する場合には、

出品者において、再度、当該超過利用範囲について利用者の利用許諾を得るものとします。

3. 出品者は、個人情報の保護に関する法律、当社が管理運営または提携するウェブサイト、店舗、施設ならびに各種広告媒体等で規定する各種プライバシー保護方針等に反する、もしくは、その恐れがある利用者情報の利用を行わないものとします。
4. 出品者は、方法の如何を問わず、利用者から当該利用者の情報について破棄抹消等をする旨の依頼が生じた場合には、当該利用者の情報を、方法の指定がある場合にはその指定に従い、すみやかに完全なる破棄抹消等を行うものとします。出品者が破棄抹消等を行わない場合、当社は、出品者が本サイトから得て本サイト上で管理している利用者情報について、利用者が破棄抹消等の依頼をした時から3ヶ月を経過した時期において削除するものとし、出品者はこれを承諾するものとします。
5. 当社は、出品者に提供した利用者情報の取扱状況について監査を実施することができるものとします。当該監査を実施した場合には、当社の指示に従い必要な資料等を提供することを出品者は承諾するものとします。当該監査の結果、出品者の取扱が不適切なものと判明した場合には、当社は出品者に対して是正を求めるとともに、出品者は適切な是正措置をすみやかに講じるものとします。なお、当該是正措置が講じられない場合には、当社は出品者に対して利用者情報の提供を即時に停止することができるものとします。
6. 万一、出品者によって利用者情報の漏洩等が起こった場合、出品者は直ちにその事実と詳細につき当社に報告するものとし、当社の指示に従って、更なる漏洩等の防止に努めるものとします。また、出品者はその責めによらずに利用者情報が漏洩していることを覚知した場合でも、遅滞なく当社にその事実と詳細を報告するものとします。

第19条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、当社が指定するサービス提供開始日より申込画面または料金表に記載のサービス期間の終了日までとします。また申込画面または料金表に更新の定めがあればその条件に従うものとします。ただし、本契約の有効期間中といえども当社の都合により書面もしくは当社が管理運営するウェブサイト上に掲載することによる事前の通知をもって本サービスの提供を終了する場合には、その通知に記載された時点において、本契約の有効期間を満了とします。
2. 有効期間満了であるか契約解除であるかを問わず、本契約終了後も、競業禁止、知的財産、損害賠償、及び合意管轄に関する条項については有効に継続されるものとします。

第20条（契約解除および中途解約）

1. 当社または出品者は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に対する書面による通知により、本契約を催告することなく解除できるものとします。なお、以下に掲げる各解除事由は債務不履行を内容とする場合であっても、不履行の程度が軽微かどうかは問わないものとします。
 - (1) 本契約上に定められた金銭の支払義務を遅延し、催告後7日以内に支払わないとき
 - (2) 上記(1)を除く本契約上の義務違反、または、相手方との他の契約に違反し、その義務違反が催告後30日以内に是正されないとき、もしくは義務違反の是正が見込めないと判断したとき
 - (3) 支払の停止、または、破産、民事再生、会社更生、特別清算、もしくは、その他これらに類する手続の申し立てがあったとき
 - (4) 手形、または、小切手を不渡としたとき
 - (5) 解散の決定がなされたとき、または、解散命令が下されたとき
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、もしくは、競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納による処分を受けたとき
 - (7) 本規約第22条に定める反社会的勢力であると判明したとき
 - (8) その他信頼関係の維持が困難となる重大な事由が生じたとき
2. 出品者が、前項各号のいずれかに該当する場合には、出品者の当社に対する債務（この契約による債務に限定されない）は期限の利益を失い、出品者は直ちに債務全額を現金にて当社に支払うものとします。
3. 出品者において、本条第1項(1)または(2)の事由が生じた場合には、当該義務違反の状態が解消するまでの間、当社は、出品者に何らの通知をすることなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。
4. 出品者が本契約の有効期間の残存期間内に中途解約する場合、当社は既に支払った基本利用料および付随するサービスを利用した場合の利用料金を一切払い戻さないものとします。
5. 当社と出品者が本契約以外の他の契約を締結している場合において、出品者に生じた事由により当社が当該他の契約の解除を行う場合には、当社は本契約も合わせて解除を行うことができるものとします。

第 21 条（機密保持・競業禁止）

1. 当社および出品者は、本契約の内容および本契約に関連して開示を受けた、または、知り得た相手方の技術上、販売上その他業務上の一切の情報（以下「機密情報」といいます）につき最大限の注意をもって機密を保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩・転売し、または、本契約の目的外で複製・加工・利用してはならないものとします。但し、公知の事実、もしくは、当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではないものとします。当社、出品者ともに、自社の従業員に機密を保持すべき義務を遵守させるため、適切な措置をとるものとします。本条項に違反した場合は、機密情報の保持者は違反者に対して機密保持義務の違反行為の差止を求めることができるものとし、違反者は本規約第 23 条の規定にかかわらず、保持者はかかる機密保持義務の違反によって違反者が得た利益（違反者が証明しない限り、保持者が合理的に見積もった金額を当該利益と推定します）を損害賠償金として支払う義務を負うものとします。
2. 出品者は、本サービスを当社の固有のサービスであり、そのノウハウの利用許諾を受けるものであると認識し、本サービスと競業する業務を直接・間接に行わない義務を負うものとします。また、出品者は、本サービスの利用に際して得た情報を、出品者を通じて知りうる立場にある第三者（自社および他社の取締役、監査役その他の役員、従業員を含むが、これに限られない。）に対し、自ら、または、第三者を通じて本サービスと競合する業務（代理による出品の勧誘であるか否か、提供する対象商品売買契約が自己契約名義であるか否かを問わない）を行わせない義務を負うものとします。本条項に違反した場合は、当社は出品者に対して競業禁止義務の遵守に必要な措置を求めることができるものとし、本規約第 23 条の規定にかかわらず、当社は、かかる競業禁止義務の違反によって出品者及び第三者が得た利益（出品者が証明しない限り、当社が合理的に見積もった金額を当該利益と推定します）の 2 倍の金額を損害賠償金として出品者に請求できるものとします。
3. 本条の規定は本契約の終了後 5 年間存続するものとします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

当社は、反社会的勢力（現在・過去を問わず暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずるものに該当する個人または法人その他の団体並びにその密接関係者をいいます。以下同じ）との取引を行いません。出品者は、反社会的勢力に該当しないこと、または反社会的勢力に関係ないし関与の事実がないことを表明保証し、本契約の申込から本契約その他に基づく当社との取引が終了するまでの間、反社会的勢力に該当せず、または反社会的勢力に関係ないし関与しない状態を維持することを誓約します。万一、取引開始後に出品者が反社会的勢力であると判明した場合および出品者より不当な要求があった場合は、当社は本契約その他当社と出品者における一切の契約を解除できるものとし、以後出品者を当社との一切の取引から排除し、その他一切の関係を解消することとします。この場合においても、出品者は本規約で定める利用料の支払、その他すべての義務の履行責任を負うものとします。

第 23 条（損害賠償）

1. 出品者は、本規約に基づく義務の履行に関して当社または購入者に損害を与えた場合、本規約に特段の定めがない限り、逸失利益を除く通常損害の範囲においてその損害を賠償するものとします。
2. 出品者がサービス利用料または販売手数料の支払いを遅滞した場合、支払期日から完済に至るまで出品者は当社に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 24 条（権利譲渡の禁止）

当社および出品者は、相手方からの事前の書面による同意のない限り本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡することはできず、また、これらの権利義務を担保に供してはならないものとします。

第 25 条（目的外利用の禁止）

1. 出品者は、原則として対象商品の販売目的のためにのみ利用者情報を用いるものとし、当社の事前の承諾なく第三者に利用者情報を利用させることは認められないものとします。なお、当社の承諾のもとに第三者に利用者情報を利用させる場合の条件は当社と出品者の事前協議を経て当社が指定した方法によるものとします。
2. 出品者は、本サービスを利用するにあたり、当社の事前の承認なく、利用者情報を用いた本サービスに関する業務を第三者に委託することはできないものとします。なお、当社の承認のもとに委託を行う場合の条件は当社と

出品者の事前協議を経て当社が指定した方法によるものとします。

第 26 条（契約の可分性）

万一、本規約のいずれかの規定が無効、または、執行不能とされた場合にも、本規約の他の規定は影響を受けず、適用法の下で最大限可能な限り有効かつ執行可能なものとして存続するものとします。無効とされる規定については、当事者が合意した内容に最も近い内容の有効かつ執行可能な規定に置き換えられたものとみなします。

第 27 条（通知）

本規約の定めに基づき、または、その他の場合で出品者に通知が必要であると判断した場合には、当社は本規約で特段の定めがある場合を除き、出品者に対する電子メール、郵便、電話、FAX、本サイト上の掲載その他の適宜の方法によって行うものとします。この場合、書面、電子メール、FAX については、当社よる発信の時点で出品者にその通知が到達したものとみなし、本サイト上の掲載の場合には、掲載の時点をもって通知が到達したものとみなします。

第 28 条（準拠法および管轄裁判所）

本規約及び本契約は、日本法を準拠法とします。本規約及び本契約に関する訴訟を提起する場合、東京地方裁判所、または、東京簡易裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とするものとします。

第 29 条（申込画面その他の記載）

本規約に付随して提供される料金表、料金プラン等および申込画面における本契約に関する記載の内容は、本規約の一部を構成するものとします。

第 30 条（定型約款）

本規約は 2020 年 4 月施行の改正民法における定型約款の性質を有するものとします。